

第 1 0 章 申込手続き

第10章 申込手続き

10.1 申込手続き

1. 給水装置の新設、改造、修繕（【法第16条の2第3項】の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。【条例第13条第1項】
2. 工事申込みに当り利害関係人のあるときは、その書類を提出しなければならない。【条例第13条第2項】
3. 給水装置工事は、管理者または指定工事業者が施工する。【条例第14条第1項】
4. 指定工事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。【条例第14条第2項】
5. 指定工事業者は、【条例第14条第2項】に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申込書に設計図を添えて管理者に提出しなければならない。【指定工事業者規程第14条】
6. 給水装置工事の申し込みに当たり、特別の理由があるときは、指定工事業者および申込者の誓約書を添付しなければならない。【規程第5条第2項】

1. 申込み

申込者は、本市の指定工事業者を通じて管理者に申し込むものとする。

2. 申込書等の作成

指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要な書類を作成し、その確認を得て局に提出し、設計審査を受けること。

給水装置工事申込書は、水栓番号ごとあるいは引込管の事前着工工事ごとに作成すること。

また、開発地等において同一所有者で事前着工工事を複数行う場合は、1単位として申込書を作成することができる。

申込者名（フリガナ）、指定工事業者名、主任技術者名等は、自署の場合、押印を省略することとし、自署しない場合または法人である場合は、記名押印をする。そのほか、装置（工事）場所、工事の種別、水栓番号、給水位置図（メーター位置図）、道路等の掘削、給水方式、給水の業種等を明確に記入する。

局は、申込みごとに受付番号を付し、別に定める分担金および手数料を納入通知書により徴収する。

3. 設計図および竣工図

指定工事業者名、平面図等を記入したもの。なお、図面の書き方は《10.7》に示す。

4. 利害関係人の同意書

1) 設置同意書

他の者の所有地内を通過して給水管を布設するときは、土地所有者の同意が必要である。

2) 分岐同意書

他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、所有者の同意が必要である。

5. その他管理者が必要と認める書類

集合住宅、店舗、事業所等に給水する場合の所要水量を算定した水理計算書、3階直結直圧式および直結増圧式等による誓約書、など給水装置工事申込みの審査・承認に必要な書類。

10.2 承認要件

1. 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。
2. 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管または既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
3. 当該給水装置の口径は、適正であること。
4. 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。
5. メーターをはじめ、給水装置等について、本基準に適合していること。
6. 当該給水装置の設置場所に、使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去し、管理者の指示により適切な処置をすること。
7. その他、給水装置の維持管理に支障を及ぼさないように、給水装置に用いようとする給水管および給水用具について、その構造および材質を管理者が指示することができる。

【条例第12条第2項】

10.3 審査・承認

1. 給水装置工事設計等の審査は、法、条例等に基づいて、設計書および現地調査等により審査し、これに適合する場合は管理者が承認する。
2. 承認後に、軽微なものを除き、設計内容に変更が生じる場合は速やかに届け出ること。
3. 承認後に、申込者の都合またはその他の理由により工事を取りやめた場合は、直ちに『給水装置工事申請取下げ願書』を提出すること。ただし、納入済みの手数料は返納しないことを了承すること。

10.4 分担金

1. 分担金は、《表-10.4.1》に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の金額に【消費税法第29条】に規定する税率を乗じて得た額（以下、『消費税額』という。）および消費税額に【地方税法第72条の83】に規定する税率を乗じた額を加算した額とし、給水装置の新設および増径工事、その他工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金の差額とする。

【条例第32条第1項】

2. 分担金は、工事完成または開栓までに徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。【条例第32条第2項】

3. 既納の分担金は還付しない。【条例第32条第3項】

4. 管理者が特別の理由があると認めた場合は、分担金の全部もしくは一部を免除することができる。【条例第32条第4項】

5. 1個のメーターで2世帯以上の集合住宅等が使用している場合の分担金は、各世帯（箇所）に同一口径のメーターがそれぞれに設置されたものとみなして各世帯（箇所）ごとに計算した分担金の合計額と市が取付けたメーターに対応する分担金と比較し、そのいずれが多い方の額とする。【条例第33条】

表-10.4.1 分担金

メーターの口径	金額
20mm以下	316,800円
25mm	950,400円
40mm	3,168,000円
50mm	5,385,600円
75mm	15,840,000円
100mm	31,680,000円
150mm以上	管理者が別に定める

消費税相当額を含む

10.5 手数料

1. 手数料は、《表-10.5.1》のとおりとし、工事申込者または使用者等から徴収する。

【条例第34条第1項】

2. 設計審査手数料、材料および完成検査手数料ならびに分岐立会い料の合計額は、《表-10.5.1》のとおりとし、工事完成または開栓までに徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。【条例第34条第2項】

表-10.5.1 手数料

口 径	新設工事の場合 1件につき	改造工事の場合 1件につき
13～25mm	11,700円	4,400円
30～40mm	18,000円	7,800円
50mm以上	24,300円	12,200円

10.6 工事検査

1. 指定工事業者は、給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに、当該工事検査に係る申請書を管理者に提出しなければならない。【指定工事業者規程第15条第1項】
2. 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。【指定工事業者規程第15条第2項】
3. 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置工事に関し、【法第17条第1項】の給水装置の検査の必要があると認めるときは、その指定工事業者に対し当該工事の主任技術者または当該事業所に係るその他の主任技術者の立会を求めることができる。【指定工事業者規程第16条】

10.7 図面作成

1. 図面は、給水装置計画の技術的表現であり、工事施工の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確、かつ容易に理解できるものであること。
2. 給水装置工事申込に添付する配管図は、指定の給水装置設計兼竣工図を使用すること。ただし、給水装置設計兼竣工図に記載不能な場合は、この限りでない。
3. 図面に使用する表示記号は以下に示すものを標準とする。

1. 記入方法

1) 表示記号

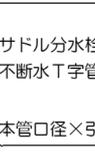
図面に使用する表示記号は、《表-10.7.1》を標準とすること。

(記入例)

HIVP 20 - 1.5

(管種)(口径)(延長)

表-10.7.1 表示記号一覧

記号	種類	記号	種類	記号	管種
	既設管（配水管・給水管）		メーター	DIP	ダクタイル鋳鉄管
	新設管（給水管）		混合水栓	VP	硬質塩化ビニル管
	新設管（受水槽以下）		シャワー式混合水栓	HIVP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管
	新設管（井水）		自在水栓	XPEP またはPEX	架橋ポリエチレン管
	撤去管		吐水回転型横水栓	PBP	ポリブテン管
	仕切弁		止水栓（給水管付アングル）	PP	ポリエチレン管
	甲型止水栓		アングル付ボールタップ	CP	銅管
	消火栓		水栓柱・散水栓	LP	鉛管
	空気弁付消火栓		立上り・下り	CLP	コーティング鉛管
	空気弁		給湯器	MCLP	メーター用コーティング鉛管
	受水槽		給水ヘッダー	ACP	石綿セメント管
	流量調整器			HTVP	耐熱性硬質塩化ビニル管
	ブースターポンプ			CP	銅管
	減径			SGP-VD	内外綿塩化ビニルコーティング銅管
	サドル分水栓 不断水T字管(F型) など 本管口径×引込口径			SSG	ステンレス管

2) 図面の種類

給水装置工事の計画、竣工に際しては、位置図、平面図が必要となる。また、管理者は必要に応じて以下の詳細図、立面図、立体図を求めることができるものとする。

- (1) 位置図 給水（申込）家屋、付近の状況等の位置を図示したもの。
- (2) 平面図 道路および建築平面図に給水装置および配水管の位置を図示したもの。
- (3) 詳細図 平面図で表すことのできない部分を、別途詳細に図示したもの。
- (4) 立面図 建物や給水管の配管状況等を図示したもの。
- (5) 立体図 給水管の配管状況等を立面的に図示したもの。

3) 縮尺

- (1) 位置図は、縮尺 1/1000 ~ 1/3000 の範囲で適宜作成すること。

(2) 平面図は、縮尺 1/100 ~ 1/500 の範囲で適宜作成すること。なお、縮尺は図面ごとに表記すること。

4) 単位

(1) 給水管および配水管の口径の単位は mm とし、単位記号は省略する。

(2) 給水管の延長の単位は m とし、単位記号は省略する。なお、延長は小数第 1 位 (第 2 位を四捨五入) までとする。

2. 作図

1) 方位

作図に当たっては、必ず方位を記入し、原則として北を上にする。

2) 位置図

代表的な町丁目および学校や公園など主要な建物や地物を記入すること。また、当該家屋の敷地範囲を朱線で囲み、メーター位置を × で表示すること。

3) 平面図

平面図には、以下の内容を記入すること。

(1) 給水栓等、給水用具の取付位置

(2) メーター位置のオフセット (2 点から測定)

(3) 布設する管の管種、口径、延長および位置

(4) 道路の種別 (市道、県道、国道、里道、私道等の区分と幅員、歩車道区分)

(5) 前面道路、隣接地との境界線 (1 点鎖線)

(6) 被分岐の既設排水管および給水管の、管種、口径および分岐方法

(7) 当該敷地内にある既設管の取扱い (撤去方法等)

(8) 当該建築物の間取りおよび用途 (キッチン、洗面、浴室、トイレ等) と階数

(9) 管の種類ごとに線種、色分けを表記する (既設本管: 黒破線、新設給水管: 赤実線、受水槽以下の新設管: 青実線、新設井水: 緑実線)